

故人の預貯金 遺産分割前でも

150万円まで引き出し可

来月から相続ルール改正

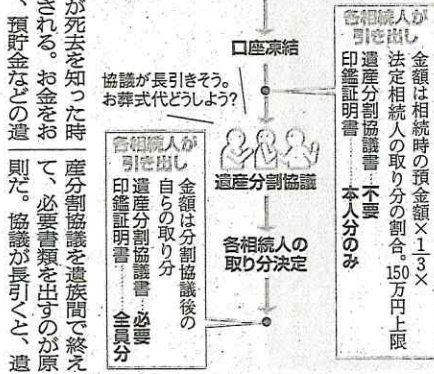
亡くなった人の相続預貯金を遺産分割前でもおろせる。故人のお金は遺産分割の対象になるため、口座が凍結されてしまう。葬儀代などの支払いなどに使えず、困る遺族もいた。約40年ぶりの相続法見直しで、150万円を上限に使い道を問わずにお金を引き出せる。

▼3面＝相続様変わり
改正相続法は2018年に成立し、法務省が上限額などの詳細を詰めてきた。全国銀行協会も、手続きや必要書類の告知を始めた。故人(被相続人)の口座

相続預貯金の払戻制度が新設される

遺言がない場合の原則的な流れ

現在 相続される人の死去 7月～



族が生活費や葬儀代の支払いに困る事態もあった。新たな払戻制度だと、被相続人の口座残高の3分の1の範囲で、相続人は自らの法定相続分をおろせる。例えば、相続人が長男と長女の2人で、被相続人の預貯金が600万円だと、長男は3分の1(200万円)のうち、法定相続分である2分の1(100万円)をおろせる。長女の同意は不要だ。同一金融機関での上限は1人150万円。複数の金融機関に口座があれば、別々に計算できる。

全国銀行協会によると、新制度の必要書類は、被相続人の除籍謄本、戸籍謄本または全部事項証明書▽相続人全員の戸籍謄本または全部事項証明書▽預金を払い戻す人の印鑑証明書(金融機関によっても一部異なる)。これまで必要だった遺産分割協議書や相続人全員の印鑑証明書は不要だ。(鈴木友里子)